

第1章 計画改定の目的

1 計画の背景

今日の社会経済の発展と生活様式の多様化により、人々は豊かで便利な暮らしを手に入れることができましたが、一方では、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に大きな負荷を与えてきました。

こうした「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するため、循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定されました。

さらに、国においては、循環型社会の形成推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとする関連法の整備も行い、循環型社会を形成する基本的な枠組みとなる法律として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進する各種リサイクル法が整備されました。

本市では、平成19年度にごみ処理基本計画を策定し、「もったいない」からはじまる循環型社会を基本理念として、生活環境の保全と一般廃棄物の適正処理を図るため、家庭ごみ、事業ごみ、1人1日当たりのごみ排出量の削減目標を掲げ、ごみ減量化、資源の有効利用の促進に努めてきました。

その結果、事業系ごみ、1人1日当たりのごみ排出量は、削減目標を大きく上回り、家庭系ごみも着実に減少してきましたが、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに、効率的なごみ処理による施設の運用や安全で安定的な処理施設を確保し、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

以上のような背景から、本市では、廃棄物処理に必要な施策を推進するため、「ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を改定し、循環型社会の実現を目指します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、表 1-1 のとおり、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するために定められた環境基本法、その基本理念に基づき環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進するために制定された循環型社会形成推進基本法の下位法として位置づけられています。

また、本市では、「快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち」をまちづくりの柱の一つとする春日井市第五次総合計画や市民・事業者・行政の三者が連携と協働を深めながら、将来にわたり市民が快適で文化的に暮らすことができる環境まちづくりを推進する春日井市環境基本計画においても循環型社会の形成を掲げております。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条の規定に基づき、当該市町村の区域内における一般廃棄物の排出抑制、資源化、適正処理等を行うために定める計画とされています。

本計画は、一般廃棄物処理の計画事項を進めていく施策方針を示すものであり、概ね 10 年から 15 年先を見据え、総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、ごみの発生から最終処分までに必要な基本的事項を定めるものです。

なお、本計画に基づき、年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、資源化・再生利用の推進、収集運搬及び処理等について定める一般廃棄物処理実施計画を策定します。

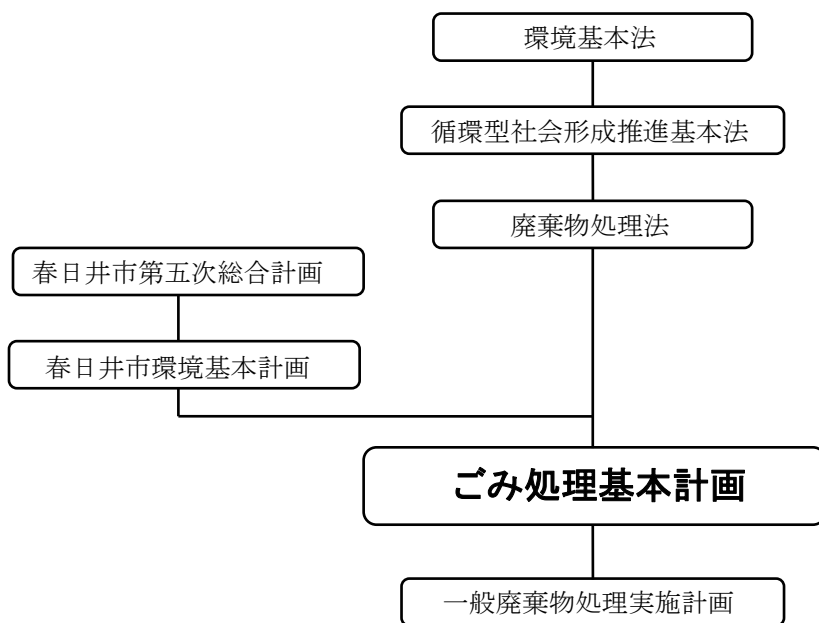


表1-1 計画の位置づけ

(2) 計画区域

本計画の計画区域は、本市の行政区域全域とします。

(3) 計画範囲

計画の範囲は、本市全域で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出抑制、適正処理を始め、分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までを対象とします。

(4) 計画期間

本計画は、図 1-1 のとおり、平成 24 年度を計画初年度とし、平成 33 年度を目標年次とする 10 か年を計画期間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

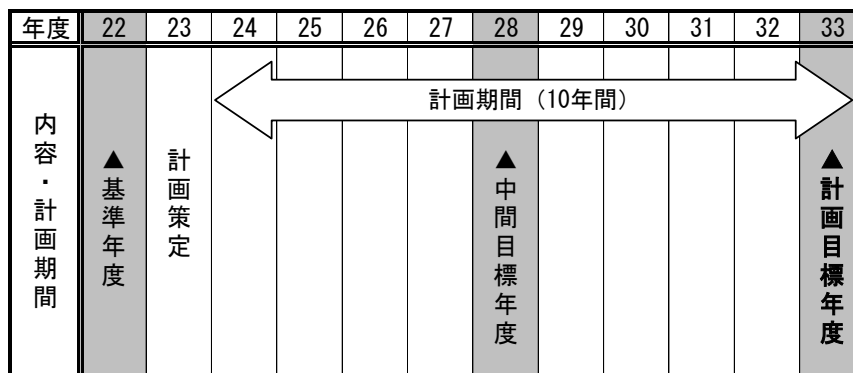


図1-1 計画期間と目標年度